

[別紙]

随意契約理由書

神戸市

件名	北神線放送設備予備品購入
契約の相手方	株式会社カンノ製作所 大阪営業所
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13 第1項 第2号に該当
随意契約の理由 <p>放送装置は、駅構内（ホーム等）のお客様に列車の接近情報や運行情報等を伝え、北神線内での非常時には避難所内での避難誘導に使用する装置である。</p> <p>本業務は、別途発注している「北神線放送装置改修工事」における谷上駅自動放送架及び避難所放送設備の更新に伴い、当該設備の予備品を購入するものであり、各機器仕様に基づく性能確認、調整及び総合動作確認が必要であることから、装置を製作した事業者のみ対応が可能である。</p> <p>なお、上記業者は当該工事で更新した装置の製造を行い、対象機器の仕様及びシステムを熟知している唯一の事業者である。</p> <p>以上により、上記業者と随意契約を行う。</p>	
担当部署 (問合せ先)	交通局 高速鉄道部 電気システム課 (電話番号 791-9729)